

心身障がい者向住宅(車いす常用者)について

○心身障がい者向住宅とは、

心身障がい者（屋内外での車いす常用者）が安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活に配慮した設備や仕様になっている住宅です。

○住宅内の主な仕様

- ・住宅内の扉は、引き戸になっています（物入1か所は折れ戸）。
- ・住宅内は車いすで移動しやすいように段差が解消されています。
- ・浴室及び和室は、車いすからの乗り降りが便利ないように床を上げています。
- ・浴槽を床に埋め込み、浴槽と洗い場の高低差を小さくしています。
- ・トイレ、洗面所、脱衣スペースは1つの部屋になっており、仕切りがありません（ご自身でトイレと洗面所をカーテン等で仕切ることができます）。
- ・洗面台及び台所は、車いすのまま使用できるように空間を設けています。
- ・玄関、浴室の入り口、浴室及び浴槽内、トイレ、和室の入り口（2か所）に手すりが取り付けられています。
- ・照明のスイッチは、低い位置に設置しています。
- ・バルコニーにスロープになっている避難路出口があります。
- ・市営住宅の入り口から玄関又はバルコニーまでは、スロープがあります。



浴室



和室



台所

※ホームページに住宅の間取り及び写真を掲載しておりますので、そちらもあわせてご覧ください。

※車いす常用の方が死亡または住宅から転出した場合、同居者は他の市営住宅に転居していただく必要があります。（転居費用・転居先の住宅改修費用等は自費です。）